茨城地方最低賃金審議会の意見に関する公示

茨城労働局一般公示第108号

　令和７年 12 月 23 日茨城地方最低賃金審議会から茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

　なお、茨城県の区域内ではん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第２項及び最低賃金法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第８条の規定に基づき、令和８年１月７日までに茨城労働局長あて（水戸市宮町１－８－31 茨城労働局労働基準部賃金室内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

　令和７年 12 月 23 日

茨城労働局長
佐藤　悦子

記

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る茨城地方最低賃金審議会の意見の要旨

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を別紙のように定めること

（令和７年 12 月 23 日　茨城労働局掲示板に掲示）

別紙

１　適用する地域

茨城県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）はん用機械器具製造業

（２）生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（３）業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ　主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１０５円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年３月１日